

令和4年度筑紫野市男女共同参画審議会（第4回） 会議録（要点筆記）

令和4年12月2日（金）18:00～

- 1 審議会等の名称 令和4年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第4回）
2 開催時期 令和4年12月2日（金）18時00分～20時00分
3 開催場所 筑紫野市役所 第506会議室
4 出席者【委員】 原田委員、鬼木委員、**喪**委員、柏熊委員、笠井委員、
瀧本委員、片原委員、高山委員、村尾委員（以上9名）
【事務局】 谷、吉田、木村、嘉副、渡邊
福岡ジェンダー研究所 倉富、東
【傍聴人】 0人

5 審議会 内容

- (1) はじめに
(2) 報告事項
・第3回審議会の審議内容についての確認
第1章～第3章(基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ)
(3) 審議事項
①女性の労働状況に関する資料について
②第3章 施策の内容（基本目標Ⅲ、Ⅳ、プラン推進のための施策）
③目標指標
④パブリックコメントについて
(4) 事務連絡
(5) その他

開催行事（要点筆記）

●議題及び審議の内容

（事務局）（定刻開始。資料確認。）

（会長） 男女共同参画に関する表彰者が1例出たようで、審議会で議論していた件でもあり何よりだった。では、報告事項を事務局より願います。

（事務局） レジユメ2の報告事項。前回審議会で委員の皆さまよりいただいたご意見等を整理、検討し、反映したものをお手元に配布している。

この中で、「家族の一員」「家庭生活」などの言葉についてライフスタイルが多様化する中で、場面により適切であるかどうかを再度検証した。今回のプランの中では特に修正が必要な箇所はなかった。しかし大変重要な視点であり今後も注意していきたい。

また、P18「プランの性格」の（3）に「SDGsの包括的なゴールとの関連に配慮した計画」を掲げているが、前回、市の総合計画との整合性についてご意見があった。今回、「第六次筑紫野市総合計画」の各分野がSDGsのゴールと関連付け推進され

るものであることを確認し、市の総合計画に基づく本プランもSDGsの目標と関連付いたものである、という記載に修正している。

次に、P23の「開催時間」を「開催方法」と表現を変更した。

次に、性的少数者という言葉の用語について、具体的事業番号15と49を配布した資料のとおりに変更した。

(資料参照)

前回、施策の内容について、事業番号15、49の「性的少数者」という言葉について事務局からの案をお示しし、委員より多くのご意見を頂戴した。

戴いたご意見について検討し、配布している資料のとおり事務局で整理をした。

まず、言葉の意味として改めて確認しておきたいのは、「性の多様性」という言葉である。昔から定義され使われていた言葉ではなく、LGBTなど認知や理解がすすんできた社会的流れのなかで使われるようになってきた言葉と認識している。「身体の性」「心の性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」「表現する性(言葉遣いや仕草等)」の4つの性を包括して「性の多様性」という言葉で表現されており、既に多くの自治体、大学、メディアなどでも使われている。

そこで、15番と49番事業の中でのいわゆる「性的少数者」の言葉の取扱いについて、まず、15番。教育現場に関する事業内容になる。この「児童・生徒」という発達段階にある子どもたちにとっては、自身の「性的指向(好きになる性)」「性自認(心の性)」について違和を感じたり、葛藤や悩みを抱えることが考えられる。このため、特に学校教育に関連するこの15番では、「性的指向・性自認」という言葉を使用していきたいと考える。

これに対し、49番は、こちらは学校現場だけではなく、すべての市民生活に関することであり、事業名には、「性の多様性」という言葉を使っている。

前回事務局案としてお示しした具体的事業内容の中に「行政サービスを提供します」という言葉があり、これに対し「行政サービスにもさまざまあり、具体的にどのような行政サービスなのか」というご意見があった。この具体的事業内容で記載していた行政サービスとは、県のパートナーシップ宣誓制度実施に伴い市が協力し行うもので、具体的にはいくつかの「申請手続き」あるいは「支給の手続き」となっている。事業内容の文章中には「各種手続きに配慮する」という表現にした。また、「性の多様性」という全てに対する「理解促進」のための手段として各種啓発を行うとしている。

以上、前回審議会でのご意見に対する検討結果をご報告する。

(会長) わかりやすく修正していただいたと思う。これに対して何か意見、質問はあるか。なければ、次の審議資料の説明をお願いします。

(事務局) 審議事項①女性の労働状況に関する資料について、(図表3)ここで示しているグラフは国勢調査における筑紫野市の状況を示したものである。年齢により女性の就業率がどのように推移しているかを表したグラフで、令和2年の国勢調査と10年前の調査との比較を載せている。このグラフより、出産育児年代の女性の離職率がこの10年間で減っていることがわかる。また、50代後半から60代で仕事を持つ女性の割合が増えていることもわかる。

あわせて、図表4として女性の労働力に関連したグラフとして雇用形態別比率も掲載している。ここで、女性の非正規労働者の割合が半分以上を占めていることがわかる。男性のグラフも掲載することで性別による差が明確にわかるものとなっている。

- (会長) 追加されたグラフは1つが筑紫野市のデータで、一方は福岡県のデータなのか。
- (事務局) 雇用形態別比率は筑紫野市だけのデータがなく県全体のものを載せている。筑紫野市と県全体の数字で大きな差があるものではないが同じサンプルから作成したグラフではないため、別物として参考として見ていただくものになる。
- (会長) グラフは、女性が就労する割合が高くなっているが、就業期間が長くなっているという裏付けにもなっているのか。
- (事務局) グラフから、出産・育児で退職をせずに継続していることが分かる。
- (会長) 退職せずに継続している人が増えたのは、環境整備がされて働き続けることができるようになったという一つの行政効果という判断になるのだろう。そのことが、生涯賃金に影響を及ぼす。
- (委員) 状況が改善されたのは、育児休業制度の中身が使いやすく改善されたことや、給付金がアップしたこともあるだろう。
- (会長) 審議事項①については、これで良いか。平成29年のデータが少し古いと感じるのと、筑紫野市と福岡県を並べるのに少し違和感がある。
- (事務局) 最新の就業構造基本調査は今まさに集計中であり、現時点で使用できるデータで最も新しいものが平成29年度のものとなる。
- (委員) このグラフから非正規の雇用状況が良くなったと言えるのか。非正規雇用の人の制度改善が進んだということであれば上下のグラフの関連が出てくると思うが。
- (事務局) グラフからそれは関連づけることはできない。なぜ上がってきたかを考えるためには、その30代40代の正規/非正規の割合を調べないとわからない。
- (事務局) ここのテーマは女性の労働状況ということで、「女性の就業継続が増えている」ということと「しかし依然として非正規が多い」という特徴について、それぞれのグラフで表しているということ。
- (会長) 雇用形態別比率のグラフからは、男性は正規、女性は非正規というパターンが根強く残っているということが言えるということ。
- (委員) 正規が増えたら、年齢階級別のグラフがもっと良くなると思う。
- (会長) 非正規にしても、同一労働・同一賃金・同一労働環境になりつつあるということは評価したいと思う。審議事項①については、これで終わる。次いで、審議事項②第3章の説明をお願いする。
- (事務局) 第3章 施策の内容（基本目標Ⅲ、Ⅳ、プラン推進の種の施策）について、前期プランからの変更を中心に説明する。
前回の審議会の続きで、基本目標Ⅲから変更点を中心にご説明する。
事業 No, 37 は「講座を開催します」としていたが、ヒアリングの結果、市主催のもの以外にも、団体主催で市が支援という形もあるとのことで「開催や支援」という表現にした。
事業 No, 38 は、これまでは「高齢者等」と表記していたが、次の事業 No, 39 と同様

に、「高齢者・障がい者」と併記し、担当課としての生活福祉課の位置づけを明確にした。

P38 事業 No, 41 事業名「子ども・子育て支援事業計画の推進」という表現をわかりやすく「子ども・子育て支援事業計画に沿って子育て支援の充実を図る」という表現に変更。

事業 No, 42 「男性の育児参加に関する情報提供」⇒審議会での意見を踏まえ「育児」をより長く捉えた「子育て」という表現にした。

事業 No, 43 は、「ケア役割」を「子育てや介護」とわかりやすい言葉にした。また「男性が参加しやすい工夫」を盛り込んだ。

P39 事業 No, 44 「ひとり親等の施策に関する情報提供」を「支援に関する情報提供」に変更。

事業 No, 48 以前事業 No, 55 の (a) (b) では同じ NPO 団体に関連する類似事業を統合して (a) とし、文章中の言葉をわかりやすく修正している。事業 No, 49 は、今回から担当課として、人権政策・男女共同参画課を加えた。

以上、基本目標Ⅲの説明を終了する。

(会長) 第3章 基本目標Ⅲの説明について、何か質問、意見はあるか。

(委員) P39 基本方向7に「ひとり親」という表現があるが、「片親」という言い方もある。この表現の違いはどういうことか教えてほしい。

(委員) 「片親」という表現は差別的ということで、今は使わない。「ひとり親」という表現を使うようになっている。

(会長) この計画には、「片親」という表現は使用していない。

(委員) 事業No, 43は、男性が子育てや介護を担うための講座の開催について、参加しやすい講座となるよう工夫しますと書いてあるが、男性を参加させるのは難しい。参加しやすいように考えてほしい。

(事務局) 担当課は男性に参加してもらえるように知恵を絞り工夫しており、介護講座では、実際に男性の介護者に来てもらい話をしてもらったりしている。

(委員) 男性はなかなか来ないので、もっと楽しい工夫がいる。来る人が何に思いを持っているのかを把握することが必要だろう。

(会長) 「工夫」に対する期待があると担当課に伝えてください。

(委員) 「工夫」ではなく、「図ります」とした方が良い。より積極的な言い方になるのではないか。

(副会長) 言葉は「工夫」でもよいと思う。問題は、男性が、介護や子育てを身近なものと感じられるかどうか。対象をきちんと定めないと、人は集まらないだろう。焦点を定めて取組をした方がよいと思う。

(会長) 「工夫」で良いか。(了承)では、基本目標Ⅳについて説明をお願いします。

(事務局) 基本目標4の中で新規事業や変更した事業について説明する。

(以下、説明)

P42 文章下から3行に、今回新規に追加している政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく啓発について文章を加えている。

事業 No, 52 これまでの事業名は「女性人材育成のためのセミナー等の開催又は情報

提供」だったが、今回は現プランの「62 ボランティアの育成・活動支援」を（b）として同じ事業番号に統合したため、「女性人材」ではなく「男女共同参画を推進する人材」の育成、とした。

事業 No, 53 新規事業である政治分野における男女共同参画の推進については、ヒアリングの結果担当課として人権政策・男女共同参画課、選挙管理委員会事務局、議事課を位置づけた。内容としては、市民の意識啓発、そして女性議員が働きやすい環境整備を進めること。

議会での取組（女性が議員活動しやすい環境整備）については、あくまでも決定権が議会であり、課はそのための情報提供を行うなど支援的立場になるとのことであったが、議会における環境整備の担当課として記載をしている。

P45 事業 No, 59 女性に対する就労支援については、これまで「情報提供など」という書き方だったが、昨年度から起業セミナーを実施しておりニーズの高さを感じており「実施または情報提供など」という表現に変更。

事業 No, 63 筑紫地区農村女性ビジョン推進協議会と連携したリーダー研修については、組織が解散したため、上位組織である「福岡地区女性農業者グループ連絡協議会」とした。

事業 No, 68 これまでは自主防災組織等の「育成」という内容だったが、現在では、各地域コミュニティを中心に自主防災組織の活動も進んできた。男女共同参画の視点の導入を中心に働きかけていくこととする。

基本目標4については以上である。

(会長) 基本目標4について質問、意見はあるか。

(委員) P43の事業No, 53で、選挙管理委員会は何をするのか。

(事務局) 女性も政治に関心を持ち主体的に関わるための啓発を進めるということで、選挙管理委員会は入れている。

(委員) P44(図表Ⅲ-9)の女性が地方議員になるために必要なことで、議員活動と家庭生活の両立支援とあるが、今の市の議員はどうなっているか。子育てに専念する年齢層は多いのか。また、地方議員の任期は何年なのか。任期が終わった場合、失業者となるのか気になる。

(事務局) 筑紫野市の議員は現在21名中3名が女性となっている。

(委員) 実際に議員になった人に何が大変なのか教えてもらいたい。

(会長) データなどあるのか。

(事務局) 国が、調査をしたものがあつた。

(会長) 国会議員に調査したものか。正確なデータの所在を調べて、情報を下さい。

(委員) 議員になった人が、議員になるにあたって何が一番大変だったか。質問項目にないが、任期を終えて議員を辞めると失業者になる。これは議員になることへのネックになると思う。

(委員) 国ではクォータ制度を導入してないが、市のレベルでクォータ制をすることはできるのか。

(会長) 事務局で調べて後で回答してもらいたい。次に進める。プラン推進のための施策について説明をお願いします。

(事務局) では、プラン推進のための施策について説明する。
事業 No, 70 は、(a) に人事課や人権政策・男女共同参画課で実施する職員研修 (b) には全課で実施する男女共同参画課内研修を盛り込んでいる。
事業 No, 72 議事課のヒアリングの中で、市議会議員に対する研修の実施については、「実施」や「内容」を決定するのが議会側で、課としては研修に向け随時男女共同参画に関する情報提供を行うことに努めるとのことだった。
事業 No, 73 これまでの表現では、広報等作成指針を活用した周りへの働きかけのみだったが、まずは自らが配慮し、その上で周囲に働きかけるという表現にしている。
事業 No, 75 「取組実績の公表や」⇒「取組実績を公表し」に変更。「内容の周知徹底」⇒「計画内容の周知徹底」に変更。
事業 No, 77 これまで「セクシュアルハラスメントの防止規定」に関してのみ記載していたが、法改正により各種ハラスメント防止に関する規定の整備が義務となった。すなわちその他ハラスメントについても含んだ防止規定の整備ということで修正している。
事業 No, 80 男女共同参画審議会の運営 というところ、これまで「機能発揮」としていたが課として適正に「運営」するということで文言を変更している。
以上で、プラン推進のための施策の説明を終わる。

(会長) 今の説明について、何か質問、意見はあるか。第3章全体ではこれでよいか。

(委員) 異議なし。

(会長) では、次の議題に移る。説明をお願いします。

(事務局) では、目標指標について説明する。基本的考え方としては、達成できたものはさらなる目標数値を設定した。達成できなかったものは引き続き取り組んでいくということで整理した。

資料をご覧ください。

ここでは一番上「男は仕事、女は家庭の考え方」に同感する市民の割合がこれまでの目標を達成している (29.7%) ので、後期プランでは25%未満を目標としたい。

「男女共同参画推進条例の認知度」は令和3年度35.5%と、前回市民意識調査時よりも向上しており、引き続き向上の目標とする。

次に「社会通念・習慣・しきたり」において平等と思う市民の割合は、これまで20%の目標を立てていたが、調査のたびに下がっており、令和3年度が最も低くなっている。これは、決して不平等が悪化したということではなく、近年メディア等でジェンダー問題について取り上げられる機会が増えたことで不平等が表面化し、意識や関心が高まったことも影響したのではないかと考える。今は低下しているが、現状と課題が明らかになった後、そこから向上させ20%を達成したいということで目標を継続している。

子育て支援課とのヒアリングの結果、男性の子育て参加促進に関連して新規目標を2つ挙げている。

①家族教室における妊婦の参加に対する夫の参加 80%

②離乳食教室の母の参加に対する父の参加 20%

地域づくり活動の代表や役職への依頼について引き受けると答えた市民の割合は目標

を達成できていない。40%を目標にしてきたが、下の項目にも出ているように、社会の中での女性の就労率が大幅に増えている状況の中で、「引き受ける」という回答の割合が40%というのは、現実的には非常に厳しいと考えています。後期プランでは35%に見直しをしたい。

30代女性における就労率は伸びており、継続して上向き目標とする。

次の2つは新規です。人事課の事業の中から「特定事業主行動計画の認知度」（職員意識調査による取得）と、「男性の育児休業取得率」（業務取得）との二つを目標として追加しています。いずれも上向き目標としたい。説明は以上。

- (会長) 目標指標の項目も増えている。質問、意見はあるか。目標数値を下げたところがあるが、どう思うか。
- (委員) 目標を下げてしまうと意識も下がってしまうのではないか。意識を変えるには、目標は下げてはいけない。達成できなければ、なぜ達成できなかったのか考えることが必要。
- (委員) 私も下げない方がいいと思う。目標は高く持っていてほしい。
- (委員) 目標をたてるときに具体的に狙いがあるって、達成できる数値をあげているはず。それを達成できていないことは現状が把握できていないのではないかと思う。具体的なたてを練っておくべき。
- (副会長) 事務局の説明だと、40%から35%に変えるのは、社会情勢の変化や女性が働きだして難しいということなのかもしれないが、女性が社会で活躍する環境をつくるということで、目標は40%で良いと思う。仕事・家庭・政治活動も並行できるような環境を目指さないといけない。
- (会長) 委員の大半は40%でいこうかという意見のようだ。
- (事務局) 貴重な意見をもらった。再度検討する。
- (委員) 基本目標Ⅲの項目で、家族教室は「パートナー」、離乳食教室は「父」になっているが意味があるのか。
- (事務局) 当初、担当課は、家族教室は「夫」としていたが、必ずしも「夫」ではない、事実婚の人などいるということで、「パートナー」という表現になった。
- (委員) その考えであれば、離乳食教室も「パートナー」でも良いのではないか。
- (会長) 担当課と協議してください。
- (委員) 基本目標Ⅰの「社会通念・習慣、しきたりなど」において「平等」だと思う市民の割合について、目標を維持するのであれば、指標項目の表現を変えてはどうか。昔ながらのしきたりなどが残っていることに対する意識が出てきたため、平等と思う市民の割合が減っている。例えば、「平等の方向へ改善されたと思う市民の割合」とかに変えた方が良いと思う。
- (会長) 前期目標でもこの表現で調査しており、今回は、後期計画なので変えにくい。
- (事務局) 市民意識調査の調査項目として、長年調査をしている。次回の調査に向けて検討課題になる。
- (会長) 前期からの推移をみる点では変えられない。数値の意味については、その都度説明が必要となってくるだろう。
- (委員) 目標に上向きの矢印があるが、具体的数値を出していないが良いか。矢印より実行可

能な数値を出した方が良い。

- (委員) 矢印ではなく「〇〇%以上」としてはどうか。矢印ではわかりにくい。
- (事務局) 育児休業取得率は必ずしも 100%にはならない。育児休業とは別の育児関連の休暇を取る人もいる。現状より上げていこうということで矢印にしている。
- (会長) 矢印にしておきたい気持ちもわかるが、データが取れるものはなるべく数値にしてほしい。女性の就労率は役所の政策が及ぶものではないから、このまま矢印でよいがあとは検討してほしい。
- (委員) 男性の育児休業は5割をこえているが、これは育児休暇も合わせているからか。
- (事務局) 育児休業のみの数値となっている。
- (会長) この男性の育児休業取得率はすでに上がっており、目標数値から外したらどうか。制度も改善されて、目標も達成しているため、項目としての意味がない。この指標の取り扱いは、人事課と協議してほしい。
- (副会長) 目標項目の設定はどのように決めたのか。
- (事務局) 施策との関連で推移をみている。市民意識調査や職員意識調査で取れる項目である。
- (会長) 矢印はできるだけ数値目標を設定してください。不要な項目は落として、他はこのままいくということでしょうか。審議事項はこれで終わる。では、事務連絡をお願いします。
- (事務局) パブリックコメントの実施について説明する。パブリック・コメントを12月21日から実施予定。閲覧場所は、市役所・男女共同参画プラザ・各コミュニティセンター・市ホームページである。
- (会長) 審議会はこれで終わりたいと思う。では、副会長にあいさつをお願いします。
- (副会長) 答申の内容自体はだいたい出来た、あとはパブリックコメントをして、答申。みんなが集まってできたものである。事務局へのお願いであるが、机の中にしまうものではなく、身近に感じられるようなものにしてほしい。啓発の方法も検討してほしい。これで終わる。お疲れ様でした。

(以上)